第 110 号 （令和４年８月25日発行）	発行日　５日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町６丁目50番地の10

目　　次

頁

［規則］

△　横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】　4

［告示］

△　公印の新調、改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】　7

△　公印の廃止【総務局行政マネジメント課】　8

△　横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】　9

△　一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【財政局契約第一課】　10

△　生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】　19

△　生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】　21

△　生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】　22

△　生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】　23

△　生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】　25

△　生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】　26

△　生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】　27

△　生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】　28

△　生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】　29

△　生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】　35

△　児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】　36

△　児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】　37

△　児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】　38

△　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】　39

△　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】　40

△　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退【健康福祉局医療援助課】　41

△　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】　42

△　自転車等放置禁止区域の変更【道路局交通安全・自転車政策課】　43

△　横浜市学校給食費の徴収事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】　46

［公告］

△　大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】　47

△　　同　　【経済局商業振興課】　49

△　　同　　【経済局商業振興課】　51

△　　同　　【経済局商業振興課】　53

△　同　【経済局商業振興課】　54
△　同　【経済局商業振興課】　55
△　同　【経済局商業振興課】　57
△　同　【経済局商業振興課】　59
△　同　【経済局商業振興課】　60
△　配慮市長意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】　62
△　土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】　63
△　同　【環境創造局水・土壌環境課】　64
△　同　【環境創造局水・土壌環境課】　65
△　土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】　66
△　同　【環境創造局水・土壌環境課】　67
△　公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】　68
△　排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】　69
△　排水設備指定工事店の指定の効力の停止【環境創造局管路保全課】　70
△　総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】　71
△　総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し【建築局市街地建築課】　72
△　開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】　73
△　同　【建築局調整区域課】　74
△　同　【建築局調整区域課】　75
△　同　【建築局調整区域課】　76
△　同　【建築局調整区域課】　77
△　同　【建築局調整区域課】　78
△　同　【建築局調整区域課】　79
△　建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】　80
△　同　【建築局建築指導課】　81
△　同　【建築局建築指導課】　82
△　同　【建築局建築指導課】　83
△　同　【建築局建築指導課】　84
△　同　【建築局建築指導課】　85
△　同　【建築局建築指導課】　86
△　同　【建築局建築指導課】　87
△　同　【建築局建築指導課】　88
△　土地区画整理組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】　89
△　土地区画整理組合の事業計画変更の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】　90
△　川向町南耕地地区土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】　91
［達］
△　事務所等において常時必要とする経費の指定に関する規程の一部改正【会計室会計管理課】　92
［区告示］
△　地縁による団体の認可【瀬谷区地域振興課】　93
△　認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】　94
△　同　【神奈川区地域振興課】　95
△　同　【神奈川区地域振興課】　96
△　同　【神奈川区地域振興課】　97
△　同　【神奈川区地域振興課】　98

△　　同　　【神奈川区地域振興課】　99
△　地縁による団体の認可【南区地域振興課】　100
［区公告］
△　自動車臨時運行許可番号標の失効【南区総務課】　101
△　　同　　【瀬谷区総務課】　102
［水道局］
△　一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】　103
△　水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【資産活用課】　104
［交通局］
△　一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営管理課】　107
［医療局病院経営本部］
△　一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】　108
［教育委員会］
△　公印の改刻及び廃止【総務課】　109
△　職員の懲戒処分【西部学校教育事務所教育総務課】　110
［正誤］　111

規則

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年８月25日

横浜市長　山　中　竹　春

横浜市規則第58号

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

附則第８条の次に次の１条を加える。

（条例附則第13条の３の３第１項において読み替えて準用する法附則第15条の７第１項及び第２項の規則で定める算定の方法）

第８条の２　条例附則第13条の３の３第１項において読み替えて準用する法附則第15条の７第１項及び第２項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる住宅（法附則第15条の６第１項に規定する住宅（同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　区分所有に係る住宅　次に掲げる居住用専有部分（法施行令附則第12条第１項第７号に規定する居住用専有部分をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　法施行令附則第12条第４項第１号イに掲げる居住用専有部分　当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額（区分所有に係る家屋（法第 341 条第12号に規定する区分所有に係る家屋をいう。）の専有部分（法第 352 条第１項に規定する専有部分をいう。附則第13条の２第１項第２号及び第２項第２号において同じ。）に係る法第 352 条第１項に規定する区分所有者が法第 702 条の８第１項の規定により法第352条に規定する固定資産税の例により納付する義務を負うものとされる都市計画税の額をいう。以下同じ。）

イ　法施行令附則第12条第４項第１号ロに掲げる居住用専有部分　当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

(2)　区分所有に係る住宅以外の住宅（法施行令附則第12条第５項に規定する住宅に限る。附則第10条第２号において同じ。）当該住宅に係る都市計画税額に法施行令附則第12条第４項第２

号に定める割合を乗じて得た額

附則第10条の見出し中「附則第13条の３の３第１項において読み替えて準用する法附則第15条の７第１項等」を「附則第13条の３の４第１項及び第２項」に改め、同条中「条例附則第13条の３の３第１項において読み替えて準用する法附則第15条の７第１項及び第２項並びに」を削り、同条第１号中「（法施行令附則第12条第１項第７号に規定する居住用専有部分をいう。以下この号、附則第12条第２号並びに附則第13条の２第１項第２号イ及びウ並びに第２項第２号イ及びウにおいて同じ。）」を削り、同号ア中「（区分所有に係る家屋の専有部分に係る区分所有者が法第 702 条の８第１項においてその例によるものとされる法第 352 条の規定により納付する義務を負うものとされる都市計画税額をいう。以下この号、附則第12条第２号、附則第13条第２項並びに附則第13条の２第１項第２号及び第２項第２号において同じ。）」を削り、同条第２号中「（法施行令附則第12条第５項に規定する住宅に限る。）」を削り、「同条第４項第２号」を「法施行令附則第12条第４項第２号」に改める。

附則第11条第２号中「第２条第３号」を「第35条第１項第１号」に、「建築物エネルギー消費性能基準」を「建築物エネルギー消費性能誘導基準」に、「同法第41条第２項に規定する認定を受けたことを証する書類その他市長がこれに準ずると認める書類」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第25条第２項に規定する通知書（同法第36条第１項に規定する変更の認定を受けた場合にあっては、同令第28条の規定により読み替えられた同令第25条第２項に規定する通知書）」に改め、同号を同条第４号とし、同条第１号中「等級４」を「等級５以上の基準（同告示第５の５の５―１(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第５の５の５―２(3)の等級６以上の基準」に改め、同号を同条第３号とし、同号の前に次の２号を加える。

(1)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第２条第３項に規定する低炭素建築物である住宅　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第２項に規定する通知書（同法第55条第１項に規定する変更の認定を受けた場合にあっては、同令第46条の規定により読み替えられた同令第43条第２項に規定する通知書）の写し

(2)　都市の低炭素化の促進に関する法律第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第９条第１項に規定する特定建築物である住宅　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第５条第２項に規定する通知書（同法第11条第１項に規定する変更

の認定を受けた場合にあっては、同令第８条の規定により読み替えられた同令第５条第２項に規定する通知書）の写し及び同令第３条第３号に規定する申請書の写し

附則第13条第１項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第２項中「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改める。

別表中「新築された省エネルギー対策住宅」を「新築認定低炭素住宅等」に、「熱損失防止改修住宅等」を「熱損失防止改修等住宅等」に改める。

第60号様式の３の３中「新築された省エネルギー対策住宅」を「新築認定低炭素住宅等」に改め、同様式注意２中「省エネルギー対策住宅」を「認定低炭素住宅等」に改める。

第60号様式の４中「耐震対策緊急促進事業」を「建築物耐震対策緊急促進事業」に改め、同様式注意１中「附則第７条第６項」の次に「、第10項又は第14項」を加える。

第60号様式の６注意以外の部分中「熱損失防止改修住宅等」を「熱損失防止改修等住宅等」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「当該改修工事」を「当該改修工事等」に改め、同様式注意１中「附則第７条第９項」の次に「又は第11項」を加え、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同様式注意２中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同様式注意３を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第３条第２号の改正規定は、令和５年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則第60号様式の３の３、第60号様式の４及び第60号様式の６の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告示

横浜市告示第 512 号

公印の新調、改刻及び廃止

次のとおり公印を新調し、改刻し、及び廃止する。

令和４年８月25日

横浜市長　山　中　竹　春

1　新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市緑福祉保健センター長印（身体障害者手帳及び療育手帳専用）	令和４年９月20日	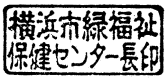 （縦９ミリメートル、横21ミリメートル）

2　改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市緑区長印	令和４年９月１日	 （方21ミリメートル）

3　廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市緑区長印	令和４年９月１日	 （方21ミリメートル）

横浜市告示第 513 号

公印の廃止

次のとおり公印を廃止する。

令和４年８月25日

横浜市長　山　中　竹　春

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市南福祉授産所長印	令和４年８月31日	（方21ミリメートル）
横浜市戸塚福祉授産所長印	令和４年８月31日	（方21ミリメートル）

横浜市告示第 514 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年８月横浜市条例第34号）第29条の４の３第１項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和４年８月２日	公益財団法人よこはまユース	中区太田町２丁目23番地	令和４年１月１日

横浜市告示第515号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和５年度及び令和６年度において、横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　申請できる資格の区分

(1)　工事（工事及び製造（物品の製造を除く。）以下同じ。）

(2)　物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払い並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）

(3)　設計、測量、地質調査及び不動産鑑定等（以下「設計・測量等」という。）

２　入札参加者の資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当する者でないこと。

(2)　横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないもの、その他横浜市長が定めたものを除く。）。

(3)　横浜市指名停止等措置要綱に基づく24か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。

(4)　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。

(5)　本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。

(6)　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。

ア　工事の入札に参加する者は、別表１に掲げる工種のうち、

登録を希望する工種（以下「希望する工種」という。）に対応する建設工事の種類

イ　物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、別表２及び別表３に掲げる種目のうち、登録を希望する種目（以下「希望する種目」という。）に対応する業種

(7)　工事の入札に参加する者は、前各号のほか、希望する工種の細目に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第 100 号）第３条第１項の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第１項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（ただし、「船舶」においては、建設業法第３条第１項の許可に代わり、造船法（昭和25年法律第 129 号）第２条の許可又は小型船造船業法（昭和41年法律第 119 号）第４条の登録を受けていること。）。また、希望する工種の細目に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去５年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）の細目に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。

(8)　物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第１号から第６号までのほか、希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月末から過去７年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。

(9)　前号の規定にかかわらず、別表２及び別表３に掲げる種目（別表２のコード 001 から 047 まで、 056 から 202 まで及び 701 を除く。）の履行実績については、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が６か月以上となる場合に限り、履行期限到来前であっても履行実績として認めるものとする。

(10)　物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表２に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。

(11)　横浜市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員

等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

３　入札参加資格審査申請の手続

(1)　申請期間

令和４年10月３日(月)から令和４年10月26日(水)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2)　申請時間

午前９時から午後８時まで

(3)　申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、資格審査申請システム入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、次号に定める提出書類その他申請内容に応じて横浜市長が必要と定めた書類を電子データ化し、アップロードしなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス（http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/ ）

(4)　提出書類等

ア　商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第30条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書（個人営業の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書）

イ　「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを確認できる納税証明書

ウ　雇用保険、健康保険（適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合を含む。）及び厚生年金保険の加入を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

エ　委任状（委任する場合のみ。入札参加資格の有効期間内は原紙を必ず保管しておくこと。）

オ　工事の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。

(ア)　経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書

ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書に代わり、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証並びに財務諸表（申請日の属する月の４か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したもの直前２年間分。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

(イ)　工事の施工実績を証明する書類（契約書等）

カ　物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、ア

からエまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、日本国内に営業所を有しない者は、ア、イ及びウに定める書類の提出を省略することができる。

(ア)　営業許可・認可証

(イ)　物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類（契約書等）

キ　物品・委託等の入札に参加する者で、別表２に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類（設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書等）

ク　組合の提出書類

(ア)　アからキまでに定める書類

(イ)　組合の定款

(ウ)　組合役員名簿

(エ)　組合員名簿

(オ)　中小企業庁により証明された官公需適格組合においては(ア)から(エ)に定める書類のほか、次のａ及びｂの書類

ａ　官公需適格組合証明書

ｂ　官公需共同受注規約

ケ　役員名簿

横浜市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第32条第１項各号に掲げる者でないことの確認のため、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の役職、氏名、生年月日、性別、住所を資格審査申請システム申請フォームから提出すること。

(5)　申請において使用する言語等

ア　申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ　申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

(6)　申請できる工種数及び種目数

ア　工事

別表１に掲げる工種のうち、４工種まで申請できる。

イ　物品・委託等

別表２に掲げる種目のうち、10種目まで申請できる。

ウ　設計・測量等

別表３に掲げる種目のうち、８種目まで申請できる。

4　随時申請

次の者を対象とし、令和５年４月３日(月)から随時に申請を受け付ける（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。）。

(1)　前項の申請による入札参加資格を有しない者

(2)　前項の申請により入札参加資格を得た者のうち、第９項により通知された登録工種数又は種目数を含め、前項第６号の工種数又は種目数の範囲内で、工種又は種目の追加を希望する者

5　入札参加資格の特定調達契約に関する取扱い

前２項の申請により入札参加資格を得た者は、第９項の通知に定める工種及び種目について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の適用のある調達契約に係る入札の参加資格を有する。

6　変更に関する届出

第３項及び第４項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに第３項第３号に定める方法で変更の届出を行い、その事実を証明する書類を電子データ化し、資格審査申請システム上でアップロードしなければならない。

7　入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

(1)　第２項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。

(2)　入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

8　入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

(1)　相続したとき。

(2)　個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その

会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。

(3)　会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。

(4)　合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。

(5)　会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。

(6)　会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。

(7)　その他市長が必要と認めたとき。

9　入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。

10　格付について

次の区分について、格付を採用する。

なお、格付方法及び提出書類等については、別途横浜市報調達公告版において公告を行う。

(1)　工事

別表１に掲げる工種のうち、「土木」、「舗装」、「造園」、「建築」、「電気」、「管」又は「上水道」の入札参加資格を得た者を対象とする。

なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。

(2)　物品・委託等

別表２に掲げる種目のうち、「建物管理」又は「公園緑地等管理」の入札参加資格を得た者を対象とする。

なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。

11　入札参加資格の有効期間

(1)　第３項に定める申請を行ったもの

令和５年４月１日から令和７年３月31日まで

(2)　第４項に定める申請を行ったもの

第９項の通知で定める有効期間の始期から令和７年３月31日まで

12　入札参加資格の有効期間の更新手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和６年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。

13　その他

詳細は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の「資格審査申請」による。

14　この告示に関する問合せ先
横浜市財政局契約部契約第一課管理係
電話　045(671)2707

別表１

工事

工種コード	工種	細目コード	細目
01	土木	a	一般土木工事
		b	軌道工事
		c	橋梁上部工事
		d	水道施設工事
02	舗装	a	一般舗装工事
		c	滑り止め舗装工事
		d	運動施設工事
03	とび・土工	a	とび・土工工事
		b	法面工事
		c	ひき屋工事
04	港湾	a	しゅんせつ工事
		b	港湾構造物工事
05	造園	a	造園工事
		b	植栽工事
06	石	a	石工事
07	建築	a	建築工事
		b	鉄骨プレハブ工事
09	内装	a	内装仕上工事
		b	たたみ工事
10	建具	a	建具工事
11	塗装	a	塗装工事
		b	橋梁塗装工事
12	区画線・標識	a	区画線設置工事
		b	道路標識設置工事
13	防水	a	防水工事
14	鋼構造	a	鋼製橋梁工事
		z	その他の鋼構造物工事
15	解体	a	解体工事
16	フェンス	a	フェンス工事
17	電気	a	電気設備工事
		b	屋外電気設備工事
		c	信号設備工事
18	電気通信	a	通信設備工事
		b	電話工事
		c	放送設備工事
19	管	a	給排水衛生設備工事
		b	冷暖房設備工事
20	管更正	a	配水管更生工事
		b	下水管漏水防止工事

21	機械器具設置	a	クレーン工事
		b	エレベーター工事
		c	ボイラー工事
		d	ポンプ工事
		e	水処理設備工事
		f	焼却設備工事
		g	プラント配管工事
		z	その他の機械器具工事
22	消防施設	a	火災報知器設備工事
		b	消火設備工事
23	さく井	a	さく井工事
24	上水道	a	上水道工事
25	船舶	a	船舶
26	その他	a	伸縮継手工事
		z	上記以外のもの

別表２

物品・委託等

コード	種目	コード	種目
001	文具・事務機械	301	建物管理
004	教育用品	302	警備
011	雑貨	303	浄化槽・貯水槽等清掃
013	機械器具・工具類	304	通信設備保守
015	コンピュータ類	306	消防設備保守
016	電気機械類	309	資源化委託
019	医療機械器具	310	貨物運送
020	理化学機械器具	311	下水道管等保守
021	医薬	312	道路・公園清掃
022	工化学薬品	313	公園緑地等管理
024	被服	314	クリーニング
029	看板等表示器具	315	害虫等駆除
033	什器・家具	316	コンピュータ業務
034	厨房・浴槽機器類	317	マイクロ写真・航空写真
036	食料品・記念品	319	イベント企画運営等
037	動物・飼料	320	各種調査企画
038	自動車	321	検査・測定
039	自動車部品	322	映画・ビデオ制作
041	電車用品	323	広告
042	水道用品	325	給食
043	消防用品	327	電気設備保守
044	燃料	328	機械設備保守
047	原材料	329	施設運転管理・保守
054	不用品買受	330	廃棄物処理
056	船舶・航空機	333	福祉サービス
060	その他の物品	334	活性炭・作動油等再生
101	一般印刷	335	水道関連委託
104	フォーム印刷	345	事務・業務の委託

105	地図作成	350	その他の委託等
106	製本	401	仮設建物賃貸
107	複写	402	一般賃貸
108	特殊印刷	410	複写サービス
109	印刷物企画デザイン	501	電力・都市ガス
110	光ディスク製作（ＣＤ、ＤＶＤ等）	601	労働者派遣
201	自動車修理・点検	602	保険
202	その他の修理	603	その他の業務
		701	物品以外の修繕

別表３

設計・測量等

コード	種　目	コード	種　目
901	建築設計（監理を含む。）	905	建設コンサルタント等の業務
902	設備設計	906	測量
903	土木設計	907	地質調査
904	造園設計	908	不動産鑑定

横浜市告示第516号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和４年４月１日	アーチクリニック	神奈川区新子安一丁目33番15号
令和４年４月25日	藤本内科クリニック	青葉区荏子田二丁目２番地の６
令和４年５月１日	おはな薬局綱島店	港北区綱島西二丁目14番１号
令和４年６月１日	二俣川駅前歯科クリニック	旭区二俣川二丁目３番地の６
同	グッドハートクリニック	金沢区谷津町419番地
同	たけのこメディカルパーク	青葉区青葉台二丁目８番地の20
同	あおぞらクリニック	都筑区茅ケ崎中央40番３号
同	医療法人社団幸悠会はまだ眼科	都筑区中川中央一丁目２番１号
同	都筑あずま内科リウマチ科	都筑区仲町台二丁目９番12号
同	東戸塚内科健診クリニック	戸塚区品濃町519番地の１
同	医療法人睦会岡部内科医院	戸塚区舞岡町33番地
令和４年７月１日	横浜駅西口歯科第３医院	西区北幸二丁目９番10号
同	ハックドラッグ横浜メディアタワー薬局	西区みなとみらい四丁目７番３号
同	みやび内科クリニック	南区南太田一丁目34番７号
同	がもうクリニック内科・循環器内科	緑区十日市場町1,358番地の４
同	青葉台整形外科リウマチ科	青葉区青葉台二丁目９番地の１
同	有限会社すずらん薬局あざみ野店	青葉区あざみ野二丁目28番地の12
同	青葉松風台皮フ科クリニック	青葉区桂台二丁目１番地の２

同	ひらやま内科・内視鏡クリニック	青葉区藤が丘二丁目４番地の７
同	薬局とつか	戸塚区戸塚町 3,000 番地の４
同	クリエイト薬局栄小菅ヶ谷店	栄区小菅ケ谷一丁目 26 番 11 号
令和４年８月１日	きぬたデンタル	都筑区池辺町 4,364 番地の５

２　指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和４年６月１日	Ｓｔｒｉｖｅｓ株式会社	鶴見区東寺尾五丁目 10 番 16 －２号	ルナール訪問看護ステーション	鶴見区市場富士見町８番 14 号
同	株式会社ジョン	中区野毛町２丁目 90 番地	ぴゅあ訪問看護リハビリステーション	神奈川区新子安一丁目９番 17 号
同	株式会社ＡＴ	川崎市高津区千年新町９番地の 15	指定訪問看護アットリハ反町	神奈川区反町３丁目 23 番地の６
同	株式会社ｆｏｒピースケア	西区中央一丁目 19 番５号	ｆｏｒピースケア訪問看護ステーション	西区中央一丁目 19 番５号
同	医療法人社団てとて	中区不老町３丁目 14 番地の５	ポーラ訪問看護ステーション	中区不老町３丁目 14 番地の５
同	株式会社アンビス	東京都中央区八重洲２丁目７番２号	医心館訪問看護ステーション菊名	港北区菊名六丁目 20 番 42 号
同	合同会社Ｍａｎａ・Ｎｕｒｓｅ	旭区善部町 81 番地の 22	まな訪問看護リハビリステーション	瀬谷区阿久和南一丁目 11 番地の２

横浜市告示第517号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和４年８月１日	今井鐘子	訪問鍼灸マッサージKEiROW横浜神奈川ステーション	神奈川区西神奈川三丁目17番地の３
同	小林茉優	訪問鍼灸マッサージKEiROW横浜中区中央ステーション	中区蓬莱町２丁目４番地の５
同	土屋翔子	栞鍼灸治療院	南区永田北二丁目５番25号
同	高橋信光	てごころ鍼灸マッサージ治療院新羽	港北区新羽町1,811番地
同	矢口大介	くま整骨院	港北区師岡町437番地の１
同	江里口慎吾	義。治療院はりきゅうほうもんマッサージ	戸塚区戸塚町2,199番地の43
同	永堀悟	開設なし	戸塚区戸塚町2,813番地の１
同	染谷勇貴	TRIGGER整骨院	東京都品川区西五反田１丁目33番１号

横浜市告示第518号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和２年10月19日	西谷デンタルクリニック	(新)保土ケ谷区西谷四丁目８番26号
		(旧)保土ケ谷区西谷町1,073番地の８
令和４年４月１日	(新)医療法人社団武蔵野会牧野リハビリテーション病院	緑区鴨居三丁目32番33号
	(旧)医療法人社団青葉会牧野リハビリテーション病院	

横浜市告示第519号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和４年１月21日	内田かおり	(新)株式会社想い	戸塚区影取町175番地
		(旧)想いあんまマッサージ指圧	
同	権田雅彦	(新)株式会社想い	同
		(旧)想いあんまマッサージ指圧	
同	三枝博	(新)株式会社想い	同
		(旧)想いあんまマッサージ指圧	
同	野口一登	(新)株式会社想い	同
		(旧)想いあん摩マッサージ指圧	
令和４年６月１日	佐野優	(新)まごころ鍼灸マッサージ治療院横浜港南営業所	(新)港南区下永谷五丁目80番28号
		(旧)株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院	(旧)戸塚区前田町501番地
令和４年６月５日	金子颯太	開設なし	(新)金沢区大道一丁目81番28号
			(旧)磯子区栗木一丁目29番16号
令和４年６月24日	加藤健	(新)はりきゅうマッサージプラスアシスト	(新)旭区川井本町64番地の10
		(旧)訪問はりきゅうあん摩マッサージ指圧アシスト	(旧)旭区東希望が丘133番地の１
令和４年８月１日	江里口慎吾	(新)義。治療院はりきゅうほうもんマッサージ	(新)戸塚区戸塚町2,199番地の43

		㈧フレアス在宅マッサージ横浜港南施術所	㈧港南区港南台三丁目22番11号

横浜市告示第520号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和４年３月31日	アーチクリニック	神奈川区新子安一丁目33番15号
令和４年４月24日	藤本内科クリニック	青葉区荏子田二丁目２番地の６
令和４年４月30日	ことぶき薬局綱島店	港北区綱島西二丁目14番１号
令和４年５月31日	グッドハートクリニック	金沢区谷津町419番地
同	医療法人光輪会あおぞらクリニック	都筑区茅ケ崎中央40番３号
同	はまだ眼科	都筑区中川中央一丁目２番１号
同	都筑あずま内科リウマチ科	都筑区仲町台二丁目９番12号
同	岡部内科医院	戸塚区舞岡町33番地
令和４年６月30日	苅谷皮膚科医院	緑区三保町2,238番地
同	カワセ薬局南店	瀬谷区三ツ境107番地の１

２　廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和４年５月31日	ハイツリー株式会社	中区野毛町３丁目155番地の１	ぴゅあ訪問看護リハビリステーション	神奈川区新子安一丁目９番17号
同	医療法人社団一準会	泉区緑園五丁目29番地の５	ポーラ訪問看護ステーション	中区不老町３丁目14番地の５

横浜市告示第521号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和元年11月12日	八田裕平	横浜すずらん鍼灸マッサージ治療院	緑区長津田三丁目32番６号
令和４年５月31日	大竹幹男	平安堂鍼灸マッサージ治療院	緑区長津田三丁目１番30号
令和４年６月12日	小林健治	横浜すずらん鍼灸マッサージ治療院	緑区長津田三丁目32番６号

横浜市告示第522号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和４年６月29日	そごう横浜店眼科クリニック	西区高島二丁目18番１号
令和４年７月18日	塩野目歯科医院	都筑区荏田東三丁目６番11号
令和４年７月31日	医療法人社団健青会銀座青山Ｙｏｕ矯正歯科横浜医院	神奈川区鶴屋町２丁目10番地の５
令和４年８月31日	学校法人みなとみらい学園横浜歯科医療専門学校歯科クリニック	西区高島一丁目２番15号

横浜市告示第523号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和４年６月１日	株式会社オガワ企画	港南区野庭町401番地の１	こもれび薬局	鶴見区鶴見中央三丁目11番13号

２　介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和４年６月１日	株式会社オガワ企画	港南区野庭町401番地の１	こもれび薬局	鶴見区鶴見中央三丁目11番13号

横浜市告示第524号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

1　居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和３年９月１日	株式会社昇輪	港北区新横浜二丁目５番地の４	(新)はなごころ新横浜ヘルパーステーション	神奈川区菅田町2,878番地の１
			(旧)はなごころ新横浜ケアプランセンター	
令和４年６月20日	株式会社若武者ケア	港南区日野南一丁目６番17号	若武者ケア中事業所	(新)中区本牧町１丁目７番地
				(旧)中区本郷町２丁目51番地

2　居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和４年６月１日	社会福祉法人伸こう福祉会	栄区公田町1,020番地の５	訪問看護クロスハート港南・横浜	(新)港南区東永谷一丁目37番７号
				(旧)港南区東永谷一丁目37番４号

3　居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成29年10月１日	(新)株式会社なの花東日本	(新)東京都港区虎ノ門１丁目１番18号	(新)なの花薬局さちが丘店	旭区二俣川１丁目10番地の67
	(旧)株式会社サンメディック	(旧)東京都港区西新橋１丁目７番１号	(旧)サンフラワー薬局さちが丘店	
令和４年４月１日	(新)株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練塀町68番地の１	かたくら薬局	神奈川区片倉一丁目16番10号
	(旧)株式会社			

	ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル (旧)株式会社ファーコス	同	長者町薬局	中区長者町１丁目３番地の７
同	(新)株式会社ユニスマイル (旧)株式会社ファーコス	同	ファーコス薬局カンナイ	中区真砂町２丁目12番地
同	(新)株式会社ユニスマイル (旧)株式会社ファーコス	同	あけぼの薬局	南区井土ケ谷中町 156 番地
同	(新)株式会社ユニスマイル (旧)株式会社ファーコス	同	あけぼの薬局浦舟店	南区浦舟町１丁目１番地の24
同	(新)株式会社ユニスマイル (旧)株式会社ファーコス	同	丸山台薬局	港南区丸山台二丁目18番５号
同	(新)株式会社ユニスマイル (旧)株式会社ファーコス	同	ファーコス薬局四季	旭区川島町1,716 番地
同	(新)株式会社ユニスマイル (旧)株式会社ファーコス	同	森が丘薬局	磯子区森が丘一丁目13番12号
同	(新)株式会社ユニスマイル (旧)株式会社ファーコス	同	文庫西口薬局	金沢区釜利谷東三丁目１番３号
同	(新)株式会社ユニスマイル (旧)株式会社ファーコス	同	ファーコス薬局能見台	金沢区能見台通４番13号
同	(新)株式会社ユニスマイ	同	あけぼの薬局大倉山店	港北区大曽根一丁目16番５

	ル			号
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	ウグイス薬局	港北区新羽町2,079番地
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	なかじま薬局貝の坂店	都筑区川和町104番地
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	あけぼの薬局原宿店	戸塚区原宿四丁目18番12号
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	あけぼの薬局戸塚店	戸塚区平戸二丁目７番８号
	(旧)株式会社ファーコス			

4　居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和３年７月１日	合同会社スカイ	(新)栄区桂台西二丁目12番13号	デイサービスセンターほほ笑み	(新)栄区桂台西二丁目12番13号
		(旧)栄区本郷台四丁目16番３号		(旧)栄区本郷台四丁目16番３号
令和３年８月１日	株式会社ＳＰＳ	鎌倉市大町２丁目３番６号	(新)ヒラックス犬山	栄区犬山町59番１号
			(旧)リハビリ型デイサービス栄	

5　介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和４年６月１日	社会福祉法人伸こう福祉会	栄区公田町1,020番地の５	訪問看護クロスハート港南・横浜	(新)港南区東永谷一丁目37番７号
				(旧)港南区東永谷一丁目37番４号

6　介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成29年10月１日	(新)株式会社なの花東日本	(新)東京都港区虎ノ門１丁目１番18号	(新)なの花薬局さちが丘店	旭区二俣川１丁目10番地の67
	(旧)株式会社サンメディック	(旧)東京都港区西新橋１丁目７番１号	(旧)サンフラワー薬局さちが丘店	
令和４年４月１日	(新)株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練塀町68番地の１	かたくら薬局	神奈川区片倉一丁目16番10号
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	長者町薬局	中区長者町１丁目３番地の７
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	ファーコス薬局カンナイ	中区真砂町２丁目12番地
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	あけぼの薬局	南区井土ケ谷中町156番地
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	あけぼの薬局浦舟店	南区浦舟町１丁目１番地の24
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	丸山台薬局	港南区丸山台二丁目18番５号
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	ファーコス薬局四季	旭区川島町1,716番地
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	森が丘薬局	磯子区森が丘一丁目13番12号

	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	文庫西口薬局	金沢区釜利谷東三丁目１番３号
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	ファーコス薬局能見台	金沢区能見台通４番13号
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	あけぼの薬局大倉山店	港北区大曽根一丁目16番５号
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	ウグイス薬局	港北区新羽町2,079番地
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	なかじま薬局貝の坂店	都筑区川和町104番地
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	あけぼの薬局原宿店	戸塚区原宿四丁目18番12号
	(旧)株式会社ファーコス			
同	(新)株式会社ユニスマイル	同	あけぼの薬局戸塚店	戸塚区平戸二丁目７番８号
	(旧)株式会社ファーコス			

7　介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和３年９月１日	株式会社昇輪	港北区新横浜二丁目５番地の４	(新)はなごころ新横浜ヘルパーステーション	神奈川区菅田町2,878番地の１
			(旧)はなごころ新横浜ケアプ	

			ランセンター	
令和４年６月20日	株式会社若武者ケア	港南区日野南一丁目６番17号	若武者ケア中事業所	(新)中区本牧町１丁目７番地 (旧)中区本郷町２丁目51番地

８　介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和３年７月１日	合同会社スカイ	(新)栄区桂台西二丁目12番13号 (旧)栄区本郷台四丁目16番３号	デイサービスセンターほほ笑み	(新)栄区桂台西二丁目12番13号 (旧)栄区本郷台四丁目16番３号
令和３年８月１日	株式会社ＳＰＳ	鎌倉市大町２丁目３番６号	(新)ヒラックス犬山 (旧)リハビリ型デイサービス栄	栄区犬山町59番１号

横浜市告示第525号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和４年６月１日	アンダンテ株式会社	港北区新横浜二丁目６番地の13	リハビリデイサービスクララ弥生台	泉区西が岡二丁目９番地の３

２　介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和４年６月１日	アンダンテ株式会社	港北区新横浜二丁目６番地の13	リハビリデイサービスクララ弥生台	泉区西が岡二丁目９番地の３

横浜市告示第526号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の９第１項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和４年９月１日	クリエイト薬局磯子駅前店	磯子区磯子三丁目４番23号	薬局
同	ハックドラッグ綱島西薬局	港北区綱島西二丁目５番30号	同

横浜市告示第527号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の９第１項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和４年７月４日	(新)アイン薬局仲町台店	都筑区仲町台五丁目７番13号	薬局
	(旧)つづき薬局ボナージュ店		
令和４年７月27日	(新)えだ南薬局	都筑区荏田南五丁目１番18号	同
	(旧)日本調剤荏田薬局		

横浜市告示第528号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の９第１項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和４年６月30日	カワセ薬局南店	瀬谷区三ツ境107番地の１	薬局

横浜市告示第 529 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第54条第２項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和４年８月１日	ハックドラッグ横浜メディアタワー薬局	西区みなとみらい四丁目７番３号	薬局
同	日本調剤芹が谷薬局	港南区芹が谷二丁目５番３号	同
同	そうごう薬局ライズモール常盤台店	保土ケ谷区常盤台22番７号	同
同	クリエイト薬局磯子駅前店	磯子区磯子三丁目４番23号	同
同	訪問看護れんげ草	鶴見区岸谷一丁目27番22号	訪問看護

横浜市告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和４年８月１日	かのこ王水堂薬局	中区福富町西通54番地	薬局
同	こうふく薬局十日市場店	緑区十日市場町849番地の６	同
同	独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院附属訪問看護ステーション	中区山下町268番地	訪問看護

横浜市告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を辞退した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

辞退年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和４年８月12日	こうふく薬局中山店	緑区中山一丁目20番５号	薬局

横浜市告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和４年８月１日	とまと薬局弥生台店	泉区弥生台29番地の１	薬局
同	ハックドラッグ横浜メディアタワー薬局	西区みなとみらい四丁目７番３号	同
同	日本調剤芹が谷薬局	港南区芹が谷二丁目５番３号	同
同	クリエイト薬局磯子駅前店	磯子区磯子三丁目４番23号	同
同	そうごう薬局ライズモール常盤台店	保土ケ谷区常盤台22番７号	同
同	for ピースケア訪問看護ステーション	西区中央一丁目19番５号	訪問看護
同	ルネサンスリハビリステーション戸塚	栄区長沼町198番地	同
同	こまつな訪問看護ステーション桜木町	中区花咲町２丁目77番地	同

横浜市告示第533号

自転車等放置禁止区域の変更

横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年４月横浜市条例第16号）第９条第１項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

変更年月日	変更する指定場所	
	指定区域名	区域図
令和４年９月15日	日吉駅周辺	別図のとおり

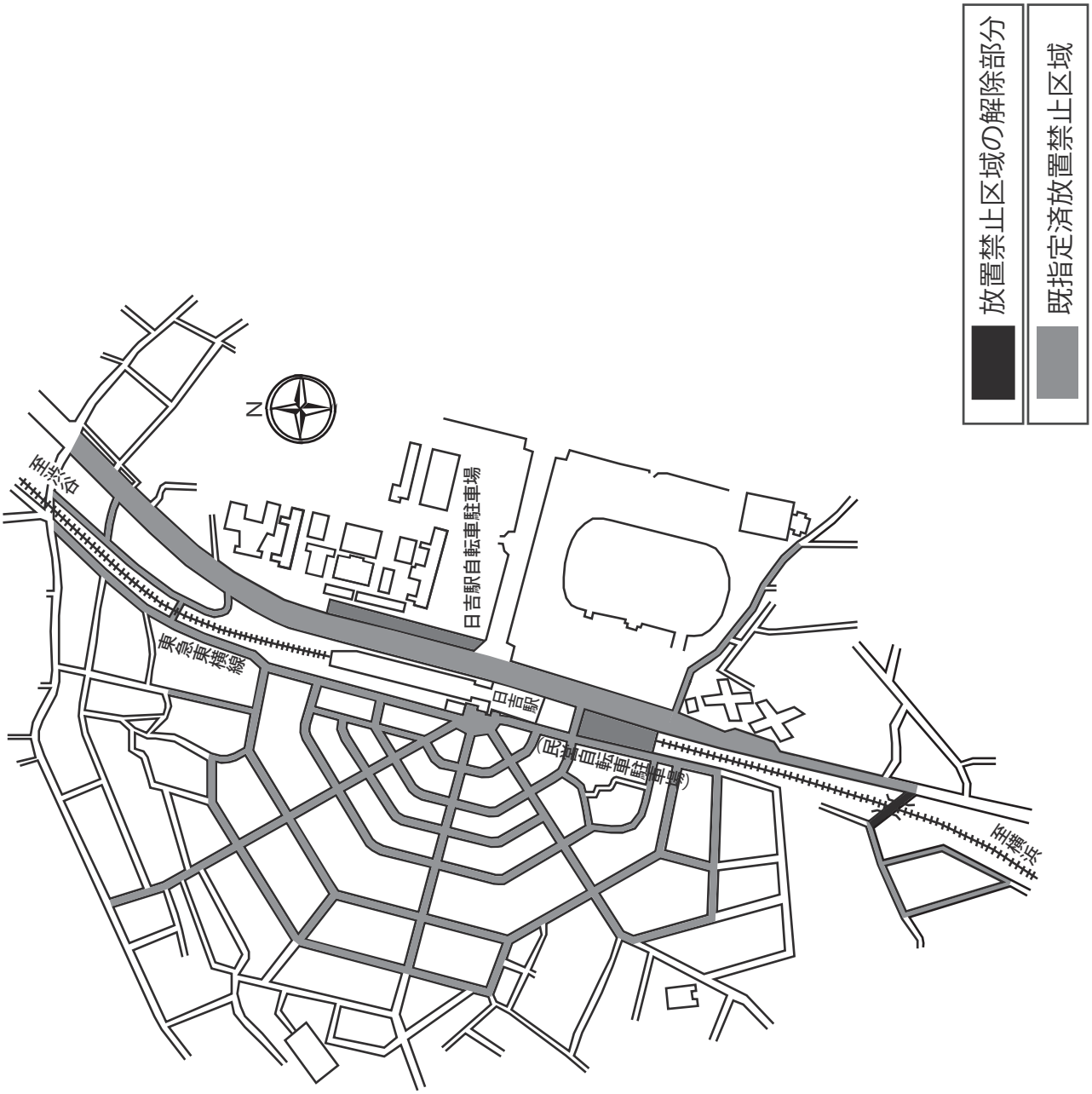
放置禁止区域の解除部分
既指定済放置禁止区域
N
日吉駅自転車駐車場
東急東横線
日吉駅
（臨時自転車駐車場）
東急東横線

日吉駅周辺

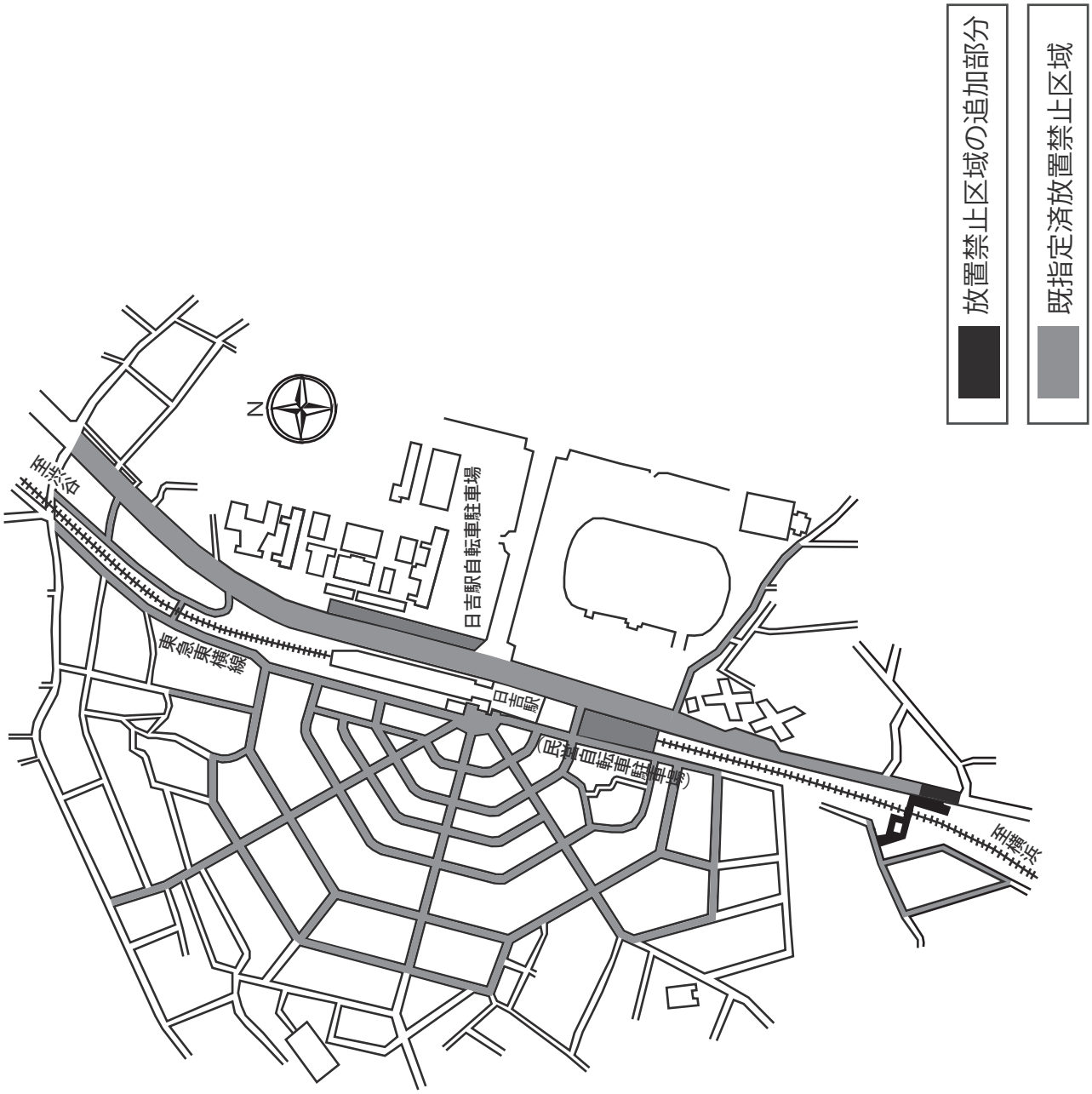
放置禁止区域の追加部分
既指定済放置禁止区域
N
東急東横線
日吉駅自転車駐車場
日吉駅
（慶應義塾高等学校）
東急東横線
東急東横線

日吉駅周辺

横浜市告示第534号

横浜市学校給食費の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、横浜市学校給食費の徴収事務を次のとおり委託した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社メタップスペイメント 代表取締役社長 和田洋一	東京都港区港南２丁目16番１号	令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで

公告

横浜市公告第 433 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄港南台ビル

港南区港南台三丁目１番３号

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役　森村幹夫

西区南幸二丁目１番22号

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 AOKI 代表取締役 上田雄久 都筑区葛が谷６番56号 ほか66者	株式会社フクシマ商事 代表取締役 福島良治 藤沢市湘南台３丁目５番地の２ ほか66者

(4)　変更の年月日

令和４年１月31日ほか

(5)　変更した理由

退店のため　ほか

２　届出年月日

令和４年７月14日

３　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第434号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルミフーガ１・２

鶴見区豊岡町２番１号ほか

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役　梅田　圭

東京都千代田区丸の内１丁目３番３号

ほか43者

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田　圭 東京都中央区八重洲１丁目２番１号 ほか43者	みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田　圭 東京都千代田区丸の内１丁目３番３号 ほか43者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか22者	株式会社西友 代表取締役 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか23者

(4)　変更の年月日

令和３年11月22日ほか

(5)　変更した理由

設置者の所在地変更のため　ほか

2　届出年月日

令和４年７月20日

3　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第435号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鶴ケ峰店

旭区鶴ケ峰二丁目22番地

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西友

代表取締役　大久保　恒夫

東京都北区赤羽２丁目１番１号

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号	株式会社西友 代表取締役 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか１者	株式会社西友 代表取締役 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか１者

(4)　変更の年月日

令和４年１月６日

(5)　変更した理由

設置者及び小売業者の組織変更のため

２　届出年月日

令 和 4 年 7 月 20 日

3　縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第436号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

第２宮沢ビル

旭区二俣川２丁目52番地の１

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

内田俊彦

旭区本村町９番地

ほか２者

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか７者	株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか７者

(4)　変更の年月日

令和４年１月６日

(5)　変更した理由

小売業者の組織変更のため

２　届出年月日

令和４年７月20日

３　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第437号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

市浜ビル

青葉区市ケ尾町1,055番地の５

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

森　清一

青葉区市ケ尾町431番地

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか１者	株式会社西友 代表取締役 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか１者

(4)　変更の年月日

令和４年１月６日

(5)　変更した理由

小売業者の組織変更のため

２　届出年月日

令和４年７月20日

３　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第438号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

西友阿久和店

瀬谷区阿久和西一丁目25番地の１ほか

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西友

代表取締役　大久保　恒夫

東京都北区赤羽２丁目１番１号

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号	株式会社西友 代表取締役 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか１者	株式会社西友 代表取締役 大久保　恒夫 東京都北区赤羽２丁目１番１号 ほか１者

(4)　変更の年月日

令和４年１月６日

(5)　変更した理由

設置者及び小売業者の組織変更のため

２　届出年月日

令 和 4 年 7 月 20 日

3　縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第439号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

東戸塚西口プラザ

戸塚区川上町87番地の８ほか

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役　大山一也

東京都千代田区丸の内１丁目４番１号

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝 東京都千代田区丸の内１丁目４番１号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也 東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ジーンズメイト 代表取締役 福井三紀夫 東京都渋谷区神宮前６丁目27番８号 ほか６者	ＲＥＸＴ株式会社 代表取締役 塩田徹 東京都新宿区北新宿２丁目21番１号 ほか６者

(4)　変更の年月日

令和３年４月１日ほか

(5)　変更した理由

設置者の代表者変更のため　ほか

２　届出年月日

令和４年７月21日

３　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第440号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

磯子再開発ビル

磯子区磯子三丁目４番23号

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社浜田不動産

代表取締役　浜田登志男

磯子区磯子三丁目４番23号

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定	株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人 埼玉県川越市新宿町１丁目10番地の１ ほか２者

(4)　変更の年月日

令和４年７月12日

(5)　変更した理由

小売業者が確定したため

２　届出年月日

令和４年７月25日

３　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第441号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

オルトモール

神奈川区新子安一丁目２番４号ほか

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社イイダ

代表取締役　飯田泰之

神奈川区新子安一丁目１番11号

ほか６者

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均 千代田区丸の内１丁目４番１号 ほか５者	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也 千代田区丸の内１丁目４番１号 ほか６者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 長谷川正昭 西区北幸二丁目９番14号 ほか４者	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曽我清隆 西区北幸二丁目９番14号 ほか４者

(4)　変更の年月日

令 和 3 年 4 月 1 日 ほ か

(5)　変 更 し た 理 由

代 表 取 締 役 の 変 更 の た め　　ほ か

2　届 出 年 月 日

令 和 4 年 7 月 27 日

3　縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第442号

配慮市長意見見解書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第12条第１項の規定に基づき、（仮称）横浜市中区海岸通計画に係る配慮市長意見見解書の提出があったので、同条第２項の規定に基づき、当該配慮市長意見見解書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　計画段階事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本郵船株式会社

代表取締役社長　長澤仁志

東京都千代田区丸の内２丁目３番２号

三菱地所株式会社

代表執行役　執行役社長　吉田淳一

東京都千代田区大手町１丁目１番１号

２　事業の名称

（仮称）横浜市中区海岸通計画

３　事業を実施しようとする区域

中区海岸通３丁目９番

４　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課

中区日本大通35番地

横浜市中区役所総務部区政推進課

５　縦覧期間

令和４年８月25日から令和４年９月８日まで

横浜市公告第443号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　形質変更時要届出区域の所在地

神奈川区守屋町４丁目18番の１の一部

２　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

３　その他

この公告により指定する形質変更時要届出区域は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第５項第12号に該当する。

横浜市公告第444号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　形質変更時要届出区域の所在地

旭区中沢一丁目44番の８の一部

２　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

横浜市公告第445号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　形質変更時要届出区域の所在地

金沢区昭和町3,173番の27、3,174番の２及び3,174番の４の各一部

２　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

１，２－ジクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン

横浜市公告第446号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第２項の規定に基づき、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和２年１月横浜市公告第36号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　解除する形質変更時要届出区域の所在地
　栄区金井町字島畑527番の１、字亀ノ甲山655番の各一部
２　土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
　鉛及びその化合物
３　土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
　鉛及びその化合物
４　講じられた汚染の除去等の措置
　基準不適合土壌の掘削による除去

横浜市公告第447号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第２項の規定に基づき、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和２年１月横浜市公告第37号）により指定した区域の全部の指定を解除する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　解除する形質変更時要届出区域の所在地
　栄区金井町字島畑527番の１の一部
２　土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
　鉛及びその化合物
３　土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
　鉛及びその化合物
４　講じられた汚染の除去等の措置
　基準不適合土壌の掘削による除去

横浜市公告第448号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年３月横浜市条例第11号）第３条第１項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
朝日町公園	鶴見区朝日町１丁目40番の２	別図のとおり 1,196㎡	立入禁止	令和４年10月１日から令和５年２月10日まで
上の宮第二公園	鶴見区上の宮二丁目10番	別図のとおり 758㎡	立入禁止	令和４年９月１日から令和５年２月10日まで
下野谷町第二公園	鶴見区下野谷町４丁目158番の２	別図のとおり 1,628㎡	立入禁止	令和４年10月１日から令和５年２月10日まで
下末吉旭台公園	鶴見区下末吉五丁目18番	別図のとおり 1,339㎡	立入禁止	令和４年９月１日から令和５年２月10日まで
東寺尾四丁目公園	鶴見区東寺尾四丁目１番	別図のとおり 1,077㎡	立入禁止	令和４年９月１日から令和５年２月10日まで

別図（省略）

横浜市公告第449号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年１月横浜市規則第１号）第８条第１項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和４年５月25日	30519	アズビル金門エンジニアリング株式会社	(新)植田寿之 (旧)林成一郎	川崎市中原区下小田中２丁目18番１号
令和４年７月10日	30374	豊建設株式会社	(新)渡辺淳矢 (旧)渡辺宇之助	伊勢原市東富岡959番地の10

横浜市公告第 450 号

排水設備指定工事店の指定の効力の停止

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年１月横浜市規則第１号）第９条第１項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定の効力を停止した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	停止年月日
30599	株式会社日本ホーム	都筑区北山田一丁目１番18号	令和４年６月25日

横浜市公告第451号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の２第１項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

認定年月日	認定番号	一団地	申請者
令和４年８月16日	第1053号	港南区港南台五丁目１番の１、１番の３、１番の４、２番の１及び２番の２	港南台こまどり団地マンション建替組合 理事長 津田博基

横浜市公告第452号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の５第２項の規定に基づく一定の複数建築物の認定の取消しについて次のとおり公告する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

取消年月日	取消番号	対象区域	申請者
令和４年８月12日	第1074号	金沢区洲崎町310番の１、２及び３	横浜市長

横浜市公告第453号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　開発許可年月日及び許可番号

令和３年７月13日第2021開804号

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

西区北幸二丁目９番14号

相鉄不動産株式会社

取締役社長　左藤　誠

３　開発区域に含まれる地域の名称

旭区金が谷一丁目829番の１、829番の８の一部、829番の14、829番の15、829番の20から829番の22まで、829番の23の一部及び829番の24から829番の29まで

横浜市公告第454号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　開発許可年月日及び許可番号

令和３年11月19日第2021開1308号

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

戸塚区戸塚町4,532番地の３

山口木材株式会社

代表取締役　山口秀利

３　開発区域に含まれる地域の名称

戸塚区矢部町2,090番の１及び2,090番の７から2,090番の26まで

横浜市公告第455号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　開発許可年月日及び許可番号

令和４年１月13日第2021開606号

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川区鶴屋町１丁目７番地の12

株式会社ハウスプラン

代表取締役　鈴木賢広

３　開発区域に含まれる地域の名称

港南区芹が谷二丁目1,060番の194の一部及び1,060番の217

横浜市公告第456号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　開発許可年月日及び許可番号

令和４年２月２日第2021開1311号

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

西区高島一丁目１番２号

三井不動産レジデンシャル株式会社

執行役員横浜支店長　岡本達哉

東京都千代田区神田錦町３丁目７番地の１

株式会社日立リアルエステートパートナーズ

代表取締役　戸塚直樹

３　開発区域に含まれる地域の名称

戸塚区舞岡町115番の４の一部、115番の65から115番の69まで及び3,712番の327の一部

横浜市公告第457号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　開発許可年月日及び許可番号

令和４年３月16日第2021開1213号

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市多摩区宿河原２丁目26番１号

株式会社ＴＡＫＩ　ＨＯＵＳＥ

代表取締役　奥山武志

３　開発区域に含まれる地域の名称

緑区三保町1,911番の62、1,913番の２、1,913番の７から1,913番の12まで、1,913番の14及び1,913番の15

横浜市公告第458号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　開発許可年月日及び許可番号

令和４年４月７日第2021開1214号

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

戸塚区矢部町１番地の29

株式会社横浜建物

代表取締役　小林東太郎

３　開発区域に含まれる地域の名称

緑区鴨居四丁目1,197番の６、1,197番の20から1,197番の32まで、1,198番の８、1,198番の10の一部及び1,198番の11

横浜市公告第459号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　開発許可年月日及び許可番号

令和４年５月18日第2022開1501号

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

栄区小菅ケ谷四丁目８番１号

田中　裕

３　開発区域に含まれる地域の名称

栄区小菅ケ谷四丁目814番の１、814番の２、814番の３の一部、814番の４の一部、816番の８、817番の１及び3,119番の34

横浜市公告第460号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　一部廃止する道路の指定番号

第30・79号

２　廃止年月日

令和４年７月28日

３　廃止部分の道路の幅員

4.00 m

４　廃止部分の道路の延長

62.00 m

５　廃止の場所

神奈川区西寺尾一丁目1,087番の30地先から1,087番の36地先まで

横浜市公告第461号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　一部廃止する道路の指定番号

第40・17号

２　廃止年月日

令和４年８月１日

３　廃止部分の道路の幅員

4.50 m

４　廃止部分の道路の延長

197.81 m

５　廃止の場所

南区永田山王台1,772番の149地先から1,772番の674地先まで及び1,772番の443地先から1,772番の725地先まで

横浜市公告第462号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　一部廃止する道路の指定番号

第44・31号

２　廃止年月日

令和４年８月１日

３　廃止部分の道路の幅員

4.50 m

４　廃止部分の道路の延長

79.10 m

５　廃止の場所

旭区東希望が丘194番の13地先から194番の17地先まで

横浜市公告第463号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　一部廃止する道路の指定番号

第29・67号

２　廃止年月日

令和４年８月15日

３　廃止部分の道路の幅員

6.00ｍ及び4.00ｍ

４　廃止部分の道路の延長

74.5ｍ

５　廃止の場所

戸塚区舞岡町115番の４及び115番の65の各一部

横浜市公告第464号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　一部廃止する道路の指定番号

第39・93号

２　廃止年月日

令和４年７月25日

３　廃止部分の道路の幅員

8.00 m

４　廃止部分の道路の延長

222.35 m

５　廃止の場所

泉区下飯田町796番の５地先から926番の41地先まで

横浜市公告第465号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　一部廃止する道路の指定番号

第39・93号

２　廃止年月日

令和４年８月８日

３　廃止部分の道路の幅員

4.50ｍ及び6.50ｍ

４　廃止部分の道路の延長

184.20ｍ

５　廃止の場所

泉区下飯田町893番の８地先から913番の１地先まで、下飯田町893番の９地先から894番の15地先まで及び下飯田町922番地先から923番の６地先まで

横浜市公告第466号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　一部廃止する道路の指定番号

第38・17号

２　廃止年月日

令和４年８月２日

３　廃止部分の道路の幅員

4.50 m

４　廃止部分の道路の延長

65.50 m

５　廃止の場所

泉区下和泉四丁目1,683番の８地先から1,684番の28地先まで

横浜市公告第467号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　一部廃止する道路の指定番号

第52・14・15号

２　廃止年月日

令和４年７月25日

３　廃止部分の道路の幅員

4.50ｍ及び6.00ｍ

４　廃止部分の道路の延長

97.2ｍ

５　廃止の場所

瀬谷区相沢一丁目26番の５地先から28番の18地先まで

横浜市公告第468号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第２項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　廃止年月日

令和４年８月15日

２　廃止する道路の幅員

4.00 m

３　廃止する道路の延長

11.45 m

４　廃止の場所

港南区港南四丁目502番の36の一部

横浜市公告第469号

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第１項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　組合の名称

川向町南耕地地区土地区画整理組合

２　事業施行期間

平成30年３月23日から令和６年３月31日まで

３　施行地区

都筑区川向町の一部及び東方町の一部

４　事務所の所在地

都筑区川向町356番地

５　設立認可年月日

平成30年３月23日

６　変更認可年月日

令和４年８月25日

横浜市公告第470号

土地区画整理組合の事業計画変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第１項の規定に基づき、川和町駅周辺西地区土地区画整理組合から事業計画変更の認可申請があったので、同条第２項において準用する同法第20条第１項の規定に基づき、次のとおりその事業計画を公衆の縦覧に供する。

この事業計画について意見がある利害関係者は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、横浜市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではない。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　縦覧期間

令和４年８月26日から令和４年９月８日まで

２　縦覧場所及び意見書提出先

中区本町６丁目50番地の10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

３　縦覧時間

午前８時45分から午後５時15分まで

横浜市公告第471号

川向町南耕地地区土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第４項の規定に基づき、川向町南耕地地区土地区画整理組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第２項において準用する同法第21条第６項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和４年８月25日

横浜市長　山中竹春

１　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

２　縦覧時間

午前８時45分から午後５時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。）

達

達第21号

庁中一般

事務所等において常時必要とする経費の指定に関する規程（昭和24年１月達第１号）の一部を次のように改正する。

令和４年８月25日

横浜市長　山　中　竹　春

第１条に次のように加える。

⑭　現金支払を要する自動車用燃料費

附　則

この達は、公布の日から施行する。

区告示

瀬谷区告示第16号（令和４年８月２日掲示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和４年８月２日

横浜市瀬谷区長　植　木　八千代

１　名称

宮沢町内会

２　規約に定める目的

会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること

３　区域

瀬谷区宮沢二丁目20、21、22、56、57番地の一部、58番地から65番地まで、66、72、74番地の一部、75番地、宮沢三丁目全域、宮沢四丁目全域、南瀬谷一丁目79、91番地の一部、南瀬谷二丁目39番地の一部

４　主たる事務所

瀬谷区宮沢三丁目36番地の５

５　代表者の氏名及び住所

氏名：廣　瀬　　潔

住所：瀬谷区宮沢三丁目１番地の15

６　裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

７　代理人の有無

無

８　認可年月日

令和４年８月２日

神奈川区告示第９号（令和４年８月２日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定に基づき、菅田東町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月２日

横浜市神奈川区長　日比野　政　芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	鈴木　正泰 神奈川区菅田町1,603番地	松下　久雄 神奈川区菅田町2,250番地
主たる事務所の所在地	神奈川区菅田町1,677番地の１	神奈川区菅田町1,674番地

神奈川区告示第10号（令和４年８月２日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定に基づき、鶴屋町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月２日

横浜市神奈川区長　日比野　政　芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	澤　兼一郎 神奈川区鶴屋町２丁目９番地の３	峯岸　雅行 神奈川区鶴屋町３丁目29番地の10

神奈川区告示第11号（令和４年８月２日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定に基づき、ガーデン山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月２日

横浜市神奈川区長　日比野　政　芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	鏡原かなり 神奈川区三ツ沢下町27番21号	安部美穂 神奈川区三ツ沢下町27番21号

神奈川区告示第12号（令和４年８月２日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定に基づき、平川町南部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月２日

横浜市神奈川区長　日比野　政　芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	仲戸川　新　三 神奈川区平川町１番地の３	武　富　夫 神奈川区平川町５番地の１
主たる事務所の所在地	神奈川区平川町１番地の３	神奈川区平川町５番地の１

神奈川区告示第13号（令和４年８月２日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定に基づき、六角橋自治連合会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月２日

横浜市神奈川区長　日比野　政　芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	森　勤 神奈川区六角橋六丁目28番29号	桑原耕二 神奈川区六角橋一丁目２番８号
主たる事務所の所在地	神奈川区六角橋四丁目17番45号	神奈川区六角橋一丁目２番８号

神奈川区告示第14号（令和４年８月２日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定に基づき、ガーデン親和会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和４年８月２日

横浜市神奈川区長　日比野　政　芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	藤原　順　哉 神奈川区神大寺一丁目21番51号	前原　俊 神奈川区神大寺一丁目17番29号
主たる事務所の所在地	神奈川区神大寺一丁目21番51号	神奈川区神大寺一丁目17番29号

南区告示第17号（令和４年８月８日掲示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和４年８月８日

横浜市南区長　鈴木　健一

１　名称

三春台東町内会

２　規約に定める目的

民主主義の精神に基づき、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること

３　区域

南区三春台29番地（一部）から89番地まで及び113番地の区域内

４　事務所

南区三春台71番地

５　代表者の氏名及び住所

松本　健自

南区三春台88番地の４

６　裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

７　代理人の有無

無

８　認可年月日

令和４年８月８日

区公告

南区公告第 118 号（令和４年８月４日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和４年８月４日

横浜市南区長　鈴　木　健　一

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
横浜 34 ― 33 横浜	令和４年７月７日

瀬谷区公告第17号（令和４年８月８日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和４年８月８日

横浜市瀬谷区長　植　木　八千代

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
横浜 20－15 横浜	令和２年１月10日

水道局

水道局告示第５号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和５年４月１日から令和７年３月31日までの間において、横浜市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和４年８月横浜市告示第 515 号）を準用する。

令和４年８月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長　山　岡　秀　一

水道局公告第２号

水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和４年８月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長　山　岡　秀　一

１　競争入札に付する事項

(1)　件名

水道局所有地の貸付け

(2)　物件の所在等

土地の所在	地目	地積（㎡）
泉区和泉町　6,200　番の１外	水道用地	1,782.74

(3)　最低入札価格（月額）

522,342　円

(4)　貸付物件の使用目的（用途指定）

横浜市水道局所有地（泉区和泉町）借受事業者募集要領（以下「募集要領」という。）による。

(5)　貸付期間

賃貸借期間の始期から50年間

(6)　入札に付す条件

募集要領による。

２　募集要領の交付

(1)　交付期間

令和４年８月25日から令和４年10月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前８時45分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

(2)　交付場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市水道局事業推進部資産活用課（横浜市庁舎20階）

電話 045(671)3658

※横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/baikyaku/koubo-choki.html

３　入札参加資格

(1)　募集要領の内容を遵守し、確実に事業を実施していく資力及び信用を有する法人（次号に掲げる者を除く。）であること。具体的要件として、次の３つの条件を満たすこと。

ア　純資産１億円以上であること。

イ　設立後５年以上経過していること。
ウ　直近１年が債務超過（公認会計士等の監査を経た直近１年の貸借対照表において、資産総額から負債総額を減じた値がマイナスになっている状態）でないこと。
(2)　次に掲げる者は入札参加資格がないものとする。
ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者
イ　経営不振の状況（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形取引停止処分がなされている状態をいう。）にある者
ウ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項第１号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
エ　横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第２条又は第７条の規定に該当する者
オ　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項に違反している事実がある者
カ　横浜市指名停止等措置要綱（平成16年４月１日制定）に基づく指名停止措置を受けている者
キ　国税、地方税を滞納している者

4　入札参加の手続

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各１部用意し、受付期間内に宛先まで一般書留又は簡易書留にて郵送すること。

(1)　必要書類

募集要領による。

(2)　受付期間

令和４年８月25日から令和４年10月11日まで（当日消印有効）

(3)　宛先

〒231－0005
横浜市中区本町６丁目50番地の10　横浜市庁舎20階
横浜市水道局事業推進部資産活用課

5　入札及び開札の日時及び場所

(1)　入札

令和４年10月28日まで（当日消印有効）
一般書留又は簡易書留にて郵送すること。
（宛先）〒231－0005
横浜市中区本町６丁目50番地の10
横浜市庁舎20階

横浜市水道局事業推進部資産活用課

(2)　開札

令和４年11月４日午前10時

中区本町６丁目50番地の10

横浜市庁舎20階　中会議室

6　入札保証金

入札者は、入札金額の100分の５以上の入札保証金を、横浜市水道局が発行する納入通知書により横浜市水道局出納取扱金融機関又は横浜市水道局収納取扱金融機関に納付すること。

入札保証金の領収書の写しを入札書と共に横浜市水道局に郵送する必要があるため、入札書の郵送前に納付しておくこと。

7　入札の無効

次の入札は無効とする。

(1)　第３項の入札資格条件を満たさない者が行った入札

(2)　一般競争入札参加申込書を提出していない者が行った入札

(3)　入札保証金が入札金額の100分の５に満たない入札

(4)　入札保証金の振込領収書の提示のない入札

(5)　本物件に対して行った２通以上の入札

(6)　所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

(7)　最低入札価格に達しない入札

(8)　入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札

(9)　入札書に入札者の所在地、名称及び代表者名の記入並びに押印のない入札

(10)　不正の行為があった入札

(11)　その他当局が入札書不完全と認めた入札

8　契約保証金

賃料の６か月分に相当する金額（入札保証金を差し引いた金額）を、横浜市水道局が発行する納入通知書により、契約締結と同時に納付すること。

9　賃料の納入方法

横浜市水道局が発行する納入通知書により横浜市水道局の定める期日までに納付すること。

10　その他

詳細は募集要領による。

交通局

交通局告示第９号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和５年４月１日から令和７年３月31日までの間において、横浜市交通局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和４年８月横浜市告示第 515 号）を準用する。

令和４年８月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長　三　村　庄　一

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第５号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和５年４月１日から令和７年３月31日までの間において、横浜市医療局病院経営本部が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和４年８月横浜市告示第 515 号）を準用する。

令和４年８月25日

横浜市病院事業管理者
病院経営本部長　平　原　史　樹

教育委員会

横浜市教育委員会告示第23号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和４年８月25日

横浜市教育委員会
教育長　鯉　渕　信　也

1　改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立西本郷中学校長印	令和４年８月25日	 （方21ミリメートル）

2　廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立西本郷中学校長印	令和４年８月25日	 （方21ミリメートル）

横浜市教育委員会公告第15号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第１項第１号、第２号及び第３号により、次の者を令和４年７月29日懲戒処分に付した。

令和４年８月25日

横浜市教育委員会
教育長　鯉　渕　信　也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立南希望が丘中学校	教諭	関口孔紀	戒告

正 誤

令和４年号外第６　65ページ９行目表中「規則第55条第３項第１号に規定する収入金の収納に関する会計事務」は「規則第55条第３項第１号及び第７号に規定する収入金の収納に関する会計事務」の誤り。